派遣した研究員の総数を派遣先国（地域）別の内訳でみると、米国2,555人、英国573人、フランス161人、ドイツ77人、カナダ48人、オーストラリア31人、中国22人、シンガポール10人、オランダ６人、韓国５人、その他７人となっている。

この制度の修了者は、修士号の学位等を取得するとともに、帰国後、在外公館等海外のポストで活躍する者が多い。国内にあっても、国際的視野に立った行政施策の企画・調整の衝に当たるなど、我が国行政の国際的な活動において、大きな役割を担っている。派遣先国（地域）の一層の多様化が今後の課題である。

⑵　行政官短期在外研究員制度

本制度は、諸外国において専門的な知識、技能等を習得させることにより、増大する国際的業務に適切かつ迅速に対処し得る人材の育成を図ることを目的に、各府省の行政官を６か月間又は１年間、諸外国の政府機関等に派遣する制度である。

派遣される研究員は、在職期間がおおむね６年以上で、かつ、職務の級が行政職俸給表㈠の３級以上（他の俸給表についてはこれに相当する級）の行政官で、各府省の長が推薦する者のうちから、人事院が選抜審査を行って決定している。研究員は、諸外国の政府機関、国際機関等に派遣され、それぞれの課題について調査研究活動に従事する。

平成28年度は26人を派遣しており、派遣先内訳は、表２－７のとおりである。

昭和49年度の制度発足以来、平成28年度までに派遣した研究員の総数は1,475人で、派遣先国（地域）別の内訳でみると、米国706人、英国300人、オーストラリア96人、フランス65人、ドイツ60人、カナダ53人、その他195人となっている。

本制度の修了者の多くは、長期在外研究員制度の修了者と同様に、帰国後、国際的な業務に携わっている。また、研究員が帰国後に提出する研究報告書は、海外の制度、実情に関する最新の情報であり、関連する行政分野における貴重な資料として活用されている。

表2-7　平成28年度行政官短期在外研究員派遣状況

（単位：人）

派遣先国（地域）名	米国	ベルギー	英国	フランス	ドイツ	オランダ	スウェーデン	フィンランド	オーストリア	シンガポール	タイ	ベトナム	韓国	中国	計
派遣人数	11	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	26

２　国内研究員制度

本制度は、複雑かつ高度化する行政に対応し得る専門的な知識、技能等を有する行政官の育成を図ることを目的に、各府省の行政官を国内の大学院等に派遣し、研究に従事させる制度である。

平成28年度においては、以下のコースによる派遣を行った。

⑴　行政官国内研究員制度（博士課程コース）

本コースは、各府省の行政官を３年間を限度として、国内の大学院の博士課程に派遣し研究に従事させる制度である。

派遣される研究員は、在職期間が２年以上おおむね25年未満で、かつ、職務の級が行政職俸給表㈠の２級から９級まで（他の俸給表についてはこれに相当する級）の行政官で、各府省の長が推薦する者のうちから、人事院の選抜審査及び大学院の入学試験を経て決定される。

平成28年度は、１人を派遣した（表２－８）。

⑵　行政官国内研究員制度（修士課程コース）

本コースは、各府省の行政官を２年間を限度として、国内の大学院の修士課程に派遣し研究に従事させる制度である。

派遣される研究員は、在職期間が２年以上おおむね18年未満で、かつ、職務の級が行政職俸給表㈠の１級から６級まで（他の俸給表についてはこれに相当する級）の行政官で、各府省の長が推薦する者のうちから、人事院の選抜審査及び大学院の入学試験を経て決定される。

平成28年度は、12人を派遣した（表２－８）。

表2-8　平成28年度行政官国内研究員（博士課程コース・修士課程コース）派遣状況

（単位：人）

派遣先大学院	平成28年度派遣人数		派遣人数（累計）	
	博士課程	修士課程	博士課程	修士課程
政策研究大学院大学		4	11	82
一橋大学大学院		6	1	61
筑波大学大学院		1	2	120
東京大学大学院	1		6	97
横浜国立大学大学院			1	64
京都大学大学院		1	2	47
東北大学大学院			1	3
東京海洋大学大学院			3	
電気通信大学大学院			1	2
埼玉大学大学院				97
千葉大学大学院				1
東京農工大学大学院			1	
東京工業大学大学院			1	
京都府立大学大学院				1
神戸大学大学院				1
計	1	12	30	576
	13		606	

（注）　修士課程コースは昭和51年度、博士課程コースは平成20年度に派遣を開始した。

３　留学費用償還制度

国家公務員の留学の実効性を確保するとともに、留学に対する国民の信頼の確保に資すること等を目的として、平成18年６月19日から留学費用償還法が施行された。同法に基づき、国の機関の職員が留学中又はその終了後原則として５年以内に離職した場合、その職員は、留学費用相当額の全部又は一部を償還することとされている。

平成27年度に新たに留学費用の償還義務者となった者は32人（特別職国家公務員10人を含む。）である（表２－９）。

表2-9　留学費用償還義務者の状況

（単位：人）

	当該年度に償還義務者となった者の数	うち留学期間中離職	うち留学期間終了後５年以内離職
平成27年度	32	4	28
平成26年度	18	1	17
平成25年度～平成18年度（平成18年6月19日以降）	83	16	67
合計	133	21	112

（注）　人数には、特別職国家公務員を含む。

第４節　テーマ別研修等

人事院は、公務における人材育成や適切な勤務環境の確保等を目的に、テーマ別研修を実施している。また、各府省において人事管理に関する研修が適正に実施されるよう、研修の指導者を養成する「指導者養成研修」を、人事担当者を主たる対象者として実施している。

１　テーマ別研修

⑴　評価能力向上研修

公正な人事評価は、管理者の重要な任務である。そのため各府省において評価者となる管理者に、評価や面談に関する実践的な知識及び技法を習得させることを目的として、平成20年10月から評価能力向上研修を実施している。その内容は、評価制度の枠組みを理解し、人材育成への活